

平成27年 第4回臨時会

## 館林衛生施設組合議会会議録

平成27年12月18日開会

平成27年12月18日閉会

館林衛生施設組合

## 平成27年館林衛生施設組合議会第4回臨時会会議録目次

議事日程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員 .....	3
説明のために出席した者 .....	3
事務局職員出席者 .....	3
開会及び開議 .....	4
会期の決定 .....	4
会議録署名議員の指名 .....	4
議案第14号 .....	4
議案第15号 .....	5
議案第16号 .....	7
管理者の挨拶 .....	9
閉会 .....	10
署名議員 .....	11

平成27年館林衛生施設組合議会第4回臨時会会議録

平成27年12月18日(金曜日)

館林市役所 501会議室

議 事 日 程

平成27年12月18日午前10時30分開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第14号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第4 議案第15号 館林衛生施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第16号 平成27年度館林衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（9名）

1 番	町井 猛 君	2 番	小林 信 君
3 番	渡辺 充 徳 君	4 番	青木 幸 雄 君
5 番	小森谷 幸 雄 君	6 番	荒井 英 世 君
8 番	坂上 祐 次 君	9 番	小林 正 明 君
10 番	野村 智 一 君		

欠席議員（1名）

7 番 岡 安 敏 雄 君

---

説明のために出席した者

管 理 者(館林市長)	安樂岡 一 雄 君
副管理者(板倉町長)	栗 原 実 君
副管理者(明和町長)	富 塚 基 輔 君
副管理者(千代田町長)	大 谷 直 之 君
副管理者(館林市副市長)	金井田 好 勇 君
会計管理者	谷田貝 勝 君
事務局長	小 川 清 治 君
総務管理係長	奥 山 浩 康 君
施設整備係長	野 村 浩 一 君

---

事務局職員出席者

書 記	青 木 裕 二	書 記	多 田 知 子
書 記	大 塚 諭	書 記	武 井 沙 織
書 記	橋 本 怜 生		

## 第 1 開会及び開議

(平成27年12月18日午前10時30分開会)

○議長(渡辺充徳君) ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、告示第7号をもって招集されました平成27年館林衛生施設組合議会第4回臨時会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに会議を開きます。

## 第 2 会期の決定

○議長(渡辺充徳君) 日程第1、会期の決定をいたします。

本臨時会の会期を本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) ご異議ないようですから、さよう決定いたしました。

## 第 3 会議録署名議員の指名

○議長(渡辺充徳君) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に、4番、青木幸雄君、5番、小森谷幸雄君を指名いたします。

## 第 4 議案第14号

○議長(渡辺充徳君) 次に、日程第3、議案第14号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、安楽岡一雄君。

○管理者(安楽岡一雄君) 議案第14号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について申し上げます。

本案は、平成28年2月8日から群馬東部水道企業団が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となりますので、当該事務組合の規約の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(渡辺充徳君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第14号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(渡辺充徳君) 挙手全員。

よって、議案第14号は原案どおり可決いたしました。

## 第 5 議案第15号

○議長(渡辺充徳君) 次に、日程第4、議案第15号 館林衛生施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、安楽岡一雄君。

○管理者(安楽岡一雄君) 議案第15号 館林衛生施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(いわゆる番号法)の施行に伴い、本条例において所要の改正を行うものでございます。

内容について申し上げますと、番号法の求めにより、本組合が保有する特定個人情報の取扱いについて、より厳格に保護措置を講じていくとともに、自己情報コントロール権を拡充させるなど、番号法の内容と整合を図るものでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(渡辺充徳君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

2番、小林信君。

○2番(小林信君) 議案第15号に関してですが、今回、マイナンバーとの関わりで改正がなされたわけですが、衛生施設組合として、直接このマイナンバーを必要とすることがあるのかなのかお尋ねします。

○議長(渡辺充徳君) 事務局長、小川清治君。

○事務局長(小川清治君) 小林議員の質問にお答えいたします。

組合といたしまして、今回の特定個人情報に該当する項目につきましては、税に関する職員及び特別職の方の税を納めるときに必要な申告書に記載する番号が、このマイナンバーに該当しております。

以上でございます。

○議長(渡辺充徳君) 2番、小林信君。

○2番(小林信君) 特に、マイナンバーについて、今まだ全国でいろいろと問題が起こって、館林邑楽地域ではそういうことはないのかなと思うんですが、誤配があったとか、あるいは配達されたのに中身がなかったとか、あるいは個人のマイナンバーが利用されないのに関わら

ず、記載をされていたといったような事例があったわけですし、またマイナンバーは直接まだこれからですけれども、個人を特定するいろいろなものが流出したという事件が起こっておりますけれども、こうした問題については、どのように考えられておるかお尋ねします。

○議長（渡辺充徳君） 事務局長、小川清治君。

○事務局長（小川清治君） お答えいたします。

特定個人情報の取扱いについてでございますが、最初にまず基本方針というものを策定いたしまして、その後国が定めるガイドラインに沿った形で取扱規定を整備し、組織的、人的、物理的及び技術的な観点から、安全な管理対策を講じて情報の流出を防いでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺充徳君） 2番、小林信君。

○2番（小林信君） 現実には、これまでもいろいろな個人の情報や、何かそういうものについては管理が十分されてきているということですが、それでもなおかつ漏えいされている、あるいは個人が悪意をもって、大阪のほうでは、何十万人という個人情報がネット上に流出したということが最近あったわけですから、そうした点を考えると、今回のマイナンバーというのは、もうかなり細かい個人の情報がその中に含まれているということを考えると、果たしてマイナンバーが必要なかどうかということ非常に疑問に持たれますし、マイナンバーそのものが、ほとんどの人が利用されないのではないかと、また利用する必要がないのではないかと、いうふうに思うわけですが、この点についての全くそうした危惧はないのかどうかですね。漏えいされるというようなことが全くないというふうに、確信できるのかどうか、もう一度ご確認したいと思います。

○議長（渡辺充徳君） 事務局長、小川清治君。

○事務局長（小川清治君） 組織的な対応、具体的に講じる安全対策の内容でございますけれども、まず最初に組織的な対応につきましては、取扱いの責任者及び取扱いの担当者を明確にするために必要な組織体制の構築を行います。

次に、人的な対応につきましては、要項を取り扱う者に対しまして管理、監督を強化するほか、職員研修の実施及び安全管理対策セミナーなどへの参加について積極的に行っていきたいというふうに考えております。

さらに、物理的及び技術的な対応につきましては、私どもの組合で管理するのは紙でマイナンバーを管理するものですから、そういった文書を保管する文書保存キャビネットの施設であるとか、またインターネットの出入り口にセキュリティー装置を設置するなどして、情報の盗難防止や情報の漏えい防止対策を講じていく考えでございます。

以上です。

○議長（渡辺充徳君） ほかに。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長(渡辺充徳君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第15号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手多数 )

○議長(渡辺充徳君) 挙手多数。

よって、議案第15号は原案どおり可決いたしました。

## 第 6 議案第16号

○議長(渡辺充徳君) 次に、日程第5、議案第16号 平成27年度館林衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、安楽岡一雄君。

○管理者(安楽岡一雄君) 議案第16号 平成27年度 館林衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算において、782万5,000円の減額補正でございます。

まず、歳出の主な内容について申し上げますと、人事異動に伴う職員給与費等の組替えを行うほか、し尿処理費において委託料を減額するものでございます。

次に、歳入について申し上げますと、関係市町負担金の減額、及び平成23年3月11日に発生しました、東京電力株式会社 福島第一・第二原子力発電所の事故により生じた平成26年度の損害に対する賠償金を雑入として歳入予算に追加するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(渡辺充徳君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

2番、小林信君。

○2番(小林信君) それでは、お尋ねします。

12ページの雑入ですが、ただいま説明がありましたが、原発事故に伴っての放射能に対する損害賠償ということだと思いますが、これについてはどういう状況であったのか、そして現在どのようになっているのか、この点をお尋ねいたします。

次に、14ページのごみ処理施設建設費の中で、リサイクルセンターと最終処分場の処理事業、それぞれが、工事費が、水道工事の負担金という形で替わっているわけですが、これはどういう事情でこうなったのかお尋ねいたします。

○議長(渡辺充徳君) 事務局長、小川清治君。

○事務局長（小川清治君） 小林信議員の質問にお答えいたします。

最初に、東京電力株式会社の損害賠償金の内容でございますが、こちら平成26年度分といたしまして、し尿処理施設から発生します焼却灰におきまして、放射性物質濃度が、肥料原料となる基準を満たしておりませんので、現在茨城県内の最終処分場へ埋立て処分しております。この際に発生しました処分費用及び運搬費用につきまして、従来、肥料原料としていた場合の差額分につきまして、東京電力株式会社より、損害賠償金ということで入金いただいたため、今回歳入予算に追加したものでございます。

また、歳出におけます工事費が負担金に替わったことについてでございますが、こちら実施しております工事の内容は、リサイクルセンター及び最終処分場とも、施設で水道を使用するために必要な水道管敷設工事でございます。当初におきましては、組合での工事の発注を予定しておりましたが、水道事業者にて水道管敷設工事を実施いただくことが円滑に事務を進めることができるため、板倉町及び明和町と協議を行った結果、各町で水道工事を施工していただき、工事相当額を組合が負担金で支払うこととなりましたので、今回予算の組替え補正をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（渡辺充徳君） 2番、小林信君。

○2番（小林信君） 焼却灰の関係ですが、現状はどういうふうになっておられるかお答えいただけなかったので、現状はこの焼却灰の関係は、どのようになっているかお尋ねします。

水道工事の関係ですが、これは規模がいろいろ違いがあるからかなと思うのですが、板倉町さんと明和町さんでの水道工事の負担金の額が、10万円ほど違うわけですが、これはどのような工事の差異なのかお尋ねします。

○議長（渡辺充徳君） 事務局長、小川清治君。

○事務局長（小川清治君） 放射性物質濃度の関係でございますけれども、一番直近に行いました平成27年11月25日におけるセシウムにつきましては、セシウム134が1kg当たり56ベクレル、セシウム137が1kg当たり240ベクレルということで、合計296ベクレルございます。従来どおり肥料原料とするためには、200ベクレルを下回っていないと肥料原料会社に引き取ってもらえないものですから、今現在も北茨城の最終処分場に処分せざるを得ない状況でございます。

続きまして水道管の引込み工事の関係でございますけれども、まず板倉町のリサイクルセンターへの水道管引込み工事でございますけれども、こちらは口径50mmのPE管、ポリエチレン管でございます。延長が196.8m、仕切弁1基、それと配水設備工事といたしまして、HIVP管を50mmが5.7m、敷設管の合計が202.5mとなっております。最終処分場の引込み工事でございますけれども、こちらにつきましては明和町におきまして当該路線については町の配水管計画に基づき、口径75mmの铸铁管を敷設する計画でございましたので、しかしながら組合といたしましては、HIVP管50mmで組合のほうの水は賄うということで、

今回、組合はこの 50mmの費用負担分をお支払し、明和町の鑄鉄管、この差額は明和町が負担するというので、工事のほうはしております。概要について申し上げますと、ダクタイル鑄鉄管 75mmが 169.1m、水管橋工事でステンレス管 SUSの304が口径 80mmで 6.8m、合計 175.9mを現地では施工しております。なお、組合のほうにつきましては配水管 HIVP50mが 165.7m、水管橋工事 SUS304、50mmで 7.6m、合計 173.3m分をお支払するという形で協議のほうは出来上がっております。

以上でございます。

○議長(渡辺充徳君) 2番、小林信君。

○2番(小林信君) 放射性物質については、いまだに基準値を上回っているということで、今後とも、この東電に対しての損害賠償について請求されるのかお尋ねいたします。

○議長(渡辺充徳君) 事務局長、小川清治君。

○事務局長(小川清治君) 組合といたしましても、200 ベクレルを下回らない限り、従来どおりの肥料原料として、リサイクルできない状況でございますので、引き続き東京電力株式会社のほうに賠償金は請求していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(渡辺充徳君) ほかに。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第16号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(渡辺充徳君) 挙手全員。

よって、議案第16号は原案どおり可決いたしました。

## 第 7 管理者の挨拶

○議長(渡辺充徳君) 以上で、本日の議事日程の全部を終了いたしました。

この際、管理者からご挨拶したい旨、申出がありましたので、これを許します。

管理者、安楽岡一雄君。

○管理者(安楽岡一雄君) 本日は、平成27年館林衛生施設組合議会第4回臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございました。

また、提案いたしました議案につきまして、原案どおり議決していただき厚くお礼申し上げます。

ます。

現在、組合におきましては、組合設立時からの事務事業であるし尿処理業務のほか、可燃ごみ処理施設をはじめとしましたごみ処理3施設に関する建設事業を、鋭意進めている状況でございます。

今後におきましても、組合管内の環境衛生向上のため、組合運営が円滑に進むよう職員一丸となって頑張っておりまいますので、引き続き、議員皆様のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、年末に向かいます、寒さが厳しくなります。

議員の皆様におかれましても、輝かしい新年を迎えられますよう心から祈念申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

## 第 8 閉 会

○議長（渡辺充徳君）以上をもちまして、館林衛生施設組合議会第4回臨時会を閉会いたします。

（午前10時48分閉会）

平成28年 月 日

議 長 渡 辺 充 徳

議 員 青 木 幸 雄

議 員 小 森 谷 幸 雄